

「クリエイティブ企業合同企業説明会」実施業務仕様書

1 委託業務名

「クリエイティブ企業合同企業説明会」実施業務

2 事業概要

クリエイティブ企業（アニメ、ゲーム、映画、映像等の制作企業）への就職を目指す県内人材とクリエイティブ企業とのマッチングの機会を醸成するため、合同企業説明会を実施する。

3 事業目的

群馬県では、「デジタル・クリエイティブ産業」の創出を目指し、クリエイティブ企業の誘致に取り組んでいる。

その一環として、業界に特化した合同企業説明会を県内にて開催することで、クリエイティブ企業と県内人材との接点を設けるとともに、県と企業の繋がり醸成、県の各種施策（tsukurunやTUM0等）の認知向上により、企業誘致・産業移転のきっかけを創出する。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

5 委託予算額

3,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

6 合同企業説明会の内容

(1) 対象者

クリエイティブ企業への就職を希望する県内人材（専門学生等）

(2) 開催時期

令和8年7月～令和9年3月までの間で、2回以上

※ 開催時期は、企画提案をもとに、県と協議の上、決定する。

(3) 開催場所

県内（事業者の提案による）

(4) 内容

ア クリエイティブ企業による企業説明

イ 上記参加企業によるポートフォリオの添削・指導

ウ 上記参加企業に対する県の事業説明

エ その他上記参加企業や群馬県によるイベント

(5) 開催規模

ア 参加企業数 各回 20～25社程度

イ 参加者数 各回 200～300名程度

7 委託事業の内容

- (1) 合同企業説明会の企画
 - ・上記6の内容を満たした上で、上記3の事業目的を達成するために、効果的な説明会の企画（タイムスケジュールや会場配置等のイメージ）を提案すること。
- (2) 開催時期及び会場の調整
 - ・クリエイティブ企業の求人等のスケジュールも考慮した上で、説明会の開催時期及び会場の選定を行うこと。
 - ・実施会場との調整業務を行うこと。
- (3) 出展企業の募集
 - ・出展企業の募集を行うこと。なお、対象企業は、アニメ・ゲーム・映画・映像等の制作企業として、企業の所在は、県内外を問わないこととする。
 - ・出展マニュアル等を作成し、企業に事前説明を行うなど、円滑に説明会が実施できるよう各種調整を行うこと。
- (4) 参加者の募集
 - ・参加者確保のため、十分な広報を行うこと。なお、県内専門学校や大学等への周知については、県と連携の上、密に行うこと。
- (5) 会場の設営
 - ・出展企業ブースへの出展企業名の掲示や、看板・会場案内図の設置等の所用の会場設営を行うこと。
 - ・華やかな装飾等を行う必要はないが、出展企業及び参加者にとって、分かりやすい会場の配置・設営を心がけること。
- (6) 開催当日の運営
 - ・出展企業や参加者の受付及び案内、当日のプログラム等の作成・配布など会全体の進行管理を行うこと。
 - ・出展企業及び参加者に対して、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、事前に県と協議して決定すること。
- (7) 実施報告書の作成
 - ・上記業務終了後、実施結果をまとめた報告書を作成し、提出すること。
 - なお、出展企業及び参加者の登録情報については、原則として県に提供すること。

8 委託費

- (1) 委託費の内容
 - ア 会場設営費（会場料、会場備品費 等）
 - イ 広報費（出展企業、参加者募集にかかる経費）
 - ウ 人件費（計画立案、当日の運営管理 等）
 - エ その他（業務全般を管理する際に発生する雑務的経費）
 - オ 消費税及び地方消費税
- ※上記の他に必要な経費が発生した場合は、随時、群馬県と協議して決定する。

※レンタル・リースを原則とし、備品や消耗品等の購入に際しては、リース等の賃貸借契約による場合の当該年度分の支払合計額に比して購入額が安価な場合に限ることとする。

※事業者や求職者や労働者に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く）及び飲食に掛かる経費は対象経費として認めない。

(2) 委託費に係る留意事項

ア 本業務は、「地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金」を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。

イ 受託者は、本業務実施に関する会計関係帳簿類及び証拠書類（使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等）を整備し、委託契約終了後5年間は保管しておかなければならない。

ウ 本業務は群馬県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

エ 委託費の支払いは、原則として、委託契約終了後に群馬県が行う検査に合格してからとなる。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属等

- ・本業務により得られた成果は群馬県に帰属する。

(2) 秘密の保持

- ・本業務に関し、受託事業者から県に提出された書類等は、本事業以外の目的では使用しない。
- ・本業務に関し、受託事業者が、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託事業者は、本業務で知り得た業務上の秘密の保持について厳守しなければならない。

(3) 個人情報の保護

- ・受託事業者は、本業務（業務の一部を再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

10 その他留意事項

(1) 不明点等に関する協議

- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、群馬県と協議すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、群馬県と協議の上、定めることとする。ただし、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。